

医薬品や医療機器の安定供給確保並びにイノベーション推進に係る意見書の提出について

上記について、別紙のとおり地方自治法第 99 条の規定により関係機関に意見書を提出するものとする。

令和 6 年 9 月 30 日提出

日立市議会教育福祉委員会

委員長 今野幸樹

---

(提案説明)

市民の暮らしを支える地域の医療機関や薬局が、医薬品や医療機器を安定して供給できるようにするため、関係機関に対し意見書を提出するものであります。

(参考) 意見書提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣

医薬品や医療機器の安定供給確保並びにイノベーション推進に係る意見書

製造管理や品質管理における一部メーカーの不正問題に端を発し、医薬品や医療機器の供給不安が生じており、医療機関や薬局において、必要な量の医薬品が全国的に入手困難となっている状況が続いている。

この間、医療機関や薬局においては、供給不足となっている医薬品と同じ効果を持つ他の薬に変更するなどの対応を取っているものの、依然として深刻な供給不足が続いている。

医薬品や医療機器の安定供給は、市民の命に直結する重要な課題であり、現下の供給不安を一刻も早く解消し、将来にわたって医薬品や医療機器の増産や開発を促す支援が必要である。

よって、国においては、市民の安全で安心な暮らしを支える地域の医療機関や薬局に対し、医薬品や医療機器を安定して供給できるようにするために、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 1 国が製薬会社や医療品卸売事業者の製造・在庫・流通状況を迅速かつ正確に把握できる仕組みを構築し、医薬品や医療機器の供給継続に必要な指導を実施できる体制を整えること。
- 2 薬価改定が供給体制に与える影響を踏まえ、現在の薬価制度を見直し、イノベーションの推進と医薬品の増産に必要な人件費や設備投資への支援を拡充するなど、適正で安定したサプライチェーンの構築や創薬力の強化を図るための財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 9 月 日

日 立 市 議 会